



# 島根県報

平成30年11月9日（金）

第3,056号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農村整備課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（森林整備課）	2
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	3
公有水面埋立の竣功認可	（河川課）	3

### 【公 告】

家畜人工授精に関する講習会の開催	（畜産課）	5
------------------	-------	---

### 【特定調達公告】

島根県公共土木施設維持管理システム保守管理・運用業務委託に係る随意契約の相手方等	（技術管理課）	6
--	---------	---

**告 示****島根県告示第708号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	通所介護	障害者地域生活支援センターせいふう	島根県大田市大田町吉永1453-24	平成30年11月1日

**島根県告示第709号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
田井地区農道事業（県営農地整備事業（通作条件整備））	平成30年7月27日

**島根県告示第710号**

平成30年島根県告示第633号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町岡見3131	無限責任岡見村信用販売購買利用組合
浜田市三隅町岡見3690-1、3696、3697、3701-2、3701内1、3701内2、5673、5675-2、5676	渡邊 彰
浜田市三隅町岡見3761、3762、5706	木京 歳雄
浜田市三隅町岡見3979、3981、5802、5803、5806	木京 高雄
浜田市三隅町岡見5163-16	寺迫 弥三郎
浜田市三隅町岡見5174	原田 唯雄
浜田市三隅町岡見5176-5、5176-15	原田 康則
浜田市三隅町岡見5177-2、5177-3	原田 忠三
浜田市三隅町岡見5177-8、5177-11、5192-15、5201-18、5206-7、釜谷口5192-14	西日本旅客鉄道株式会社
浜田市三隅町岡見ホタ5191-3	又賀 仁

浜田市三隅町岡見5192-2	原田 照雄
浜田市三隅町岡見5192-3	佐々木 良二
浜田市三隅町岡見5192-3	見国 愛四郎
浜田市三隅町岡見5192-10	北國 肇
浜田市三隅町岡見5199-6	岡見村中
浜田市三隅町岡見5201-2	須津浦組中
浜田市三隅町岡見5201-3、5201-13、5201-22	田中 源悟
浜田市三隅町岡見5342	永戸 清次郎
浜田市三隅町岡見5704	渡邊 敏二
浜田市三隅町岡見6239	須津浦

### 島根県告示第711号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	平成28年度～29年度	6枚	1冊	塩津⑦	平成30年11月2日
出雲市	平成28年度～29年度	9枚	1冊	美保①	平成30年11月2日
安来市	平成28年度～29年度	22枚	1冊	西赤江1	平成30年11月2日
安来市	平成28年度～29年度	8枚	1冊	荒島6	平成30年11月2日

### 島根県告示第712号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 竣功認可の年月日

平成30年11月1日

#### 2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県知事 溝口善兵衛

#### 3 埋立区域の位置、区域及び面積

##### (1) 位置

ア 第1工区 島根県松江市野原町字濱田245番10から同243番地先道路に至る間の地先公有水面

イ 第2工区 島根県松江市野原町字修利免149番3及び同145番5に至る間の地先公有水面

##### (2) 区域

ア 第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と33の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 国土地理院四等三角点弁慶島（北緯35度31分14秒3691 東経133度08分52秒5738）から269度02分37秒13、  
689.184メートルの地点
- 2の地点 1の地点から171度14分04秒21、1.352メートルの地点
- 3の地点 2の地点から171度14秒56秒14、7.099メートルの地点
- 4の地点 3の地点から75度24分33秒07、0.401メートルの地点
- 5の地点 4の地点から76度09分27秒71、2.006メートルの地点
- 6の地点 5の地点から76度39分13秒03、2.014メートルの地点
- 7の地点 6の地点から76度28分24秒04、2.018メートルの地点
- 8の地点 7の地点から77度39分58秒10、2.008メートルの地点
- 9の地点 8の地点から78度12分55秒63、2.012メートルの地点
- 10の地点 9の地点から78度53分11秒25、2.003メートルの地点
- 11の地点 10の地点から78度42分44秒83、2.008メートルの地点
- 12の地点 11の地点から78度57分52秒31、2.006メートルの地点
- 13の地点 12の地点から79度41分51秒74、2.007メートルの地点
- 14の地点 13の地点から80度45分28秒12、2.011メートルの地点
- 15の地点 14の地点から81度00分45秒02、2.004メートルの地点
- 16の地点 15の地点から81度32分22秒71、2.012メートルの地点
- 17の地点 16の地点から82度03分52秒02、1.999メートルの地点
- 18の地点 17の地点から82度19分06秒57、2.005メートルの地点
- 19の地点 18の地点から82度46分08秒09、2.010メートルの地点
- 20の地点 19の地点から83度33分31秒89、2.006メートルの地点
- 21の地点 20の地点から83度37分30秒56、2.008メートルの地点
- 22の地点 21の地点から84度43分32秒40、2.013メートルの地点
- 23の地点 22の地点から84度38分11秒13、2.300メートルの地点
- 24の地点 23の地点から76度11分48秒46、1.312メートルの地点
- 25の地点 24の地点から354度06分26秒05、5.289メートルの地点
- 26の地点 25の地点から357度07分43秒59、1.298メートルの地点
- 27の地点 26の地点から266度59分40秒22、7.019メートルの地点
- 28の地点 27の地点から266度13分36秒59、7.081メートルの地点
- 29の地点 28の地点から264度17分32秒02、6.063メートルの地点
- 30の地点 29の地点から263度10分14秒72、4.037メートルの地点
- 31の地点 30の地点から261度03分25秒26、5.024メートルの地点
- 32の地点 31の地点から259度27分06秒69、5.118メートルの地点
- 33の地点 32の地点から257度24分00秒60、4.025メートルの地点

## イ 第2工区

次の各地点を順次結んだ線及び34の地点と41の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 34の地点 国土地理院四等三角点弁慶島（北緯35度31分14秒3691 東経133度08分52秒5738）から268度55分23秒16、  
611.726メートルの地点
- 35の地点 34の地点から87度54分36秒73、1.152メートルの地点
- 36の地点 35の地点から87度56分13秒96、2.000メートルの地点
- 37の地点 36の地点から87度51分04秒83、2.000メートルの地点
- 38の地点 37の地点から87度54分49秒68、2.005メートルの地点

- 39の地点 38の地点から87度57分16分53、0.336メートルの地点  
40の地点 39の地点から352度43分13秒83、1.886メートルの地点  
41の地点 40の地点から259度22分23秒79、7.467メートルの地点

## (3) 面積

- 第1工区 311.00平方メートル  
第2工区 9.91平方メートル  
合 計 320.91平方メートル

## 4 埋立地の用途

道路用地

## 5 免許の年月日及び番号

平成26年7月9日 指令河第203号

## 6 縦覧場所

松江市役所

## 公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開催場所

## (1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

## (2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（育種改良部しまね和牛改良科）

## 2 開催期間

平成31年2月4日（月）から同月26日（火）まで

## 3 受講者の定員

3名程度

## 4 講習に係る家畜の種類

牛

## 5 講習の科目

## (1) 学科

関係法規、人工授精

## (2) 実習

家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

## 6 受講資格

次のいずれかに該当する者で、免許取得後家畜人工授精業務に従事するもの（島根県立農林大学校農業科肉用牛専攻2年生に限る。）

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者
- (2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者
- 7 受講願書の提出期限  
平成31年1月4日（金）
- 8 受講の手続  
講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。
- 9 受講者の決定  
知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。
- 10 受講手数料  
11,700円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。
- 11 その他  
この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部畜産課（0852-22-6951）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 件名及び数量  
島根県公共土木施設維持管理システム保守管理・運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部技術管理課 島根県松江市殿町8番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年9月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
公益財団法人島根県建設技術センター 理事長 佐々木 孝夫 島根県松江市古志原四丁目1-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
83,978,464円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。